

利用できる制度

* 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患で通院治療を受ける人の、通院医療費の負担軽減を図る制度です。
通院や薬の処方、デイケア、訪問看護、検査などが対象となり、自己負担額は原則1割です。
また世帯の課税状況に応じて月額負担上限額が設定されます。
有効期間は申請から1年ですが更新ができます。

①	支給認定申請書	申請書は保健センターにあります
②	医師意見書(診断書)	継続申請の場合は、隔年(2年に1度)の提出です 医師意見書(診断書)は保健センターにあります 所沢市のホームページからダウンロードできます
③	健康保険証(※)の写し ※マイナ保険証、資格確認証	本人のもの(国民健康保険の方は加入者全員分)
④	所得を確認する書類 (世帯全員分が必要)	・市県民税(非)課税証明書 ・市県民税納税通知書 ・市県民税特別徴収税額の通知書 いずれか 確定申告または年末調整が済んでいる方は、 同意書で代用できます
⑤	更新の場合は受給者証	新規申請の場合は不要です
⑥	マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、番号通知カード、 個人番号が記載された住民票の写しなど
⑦	本人確認書類	顔写真付き身分証明証(1点) 例)パスポート、運転免許証など 顔写真付き身分証明証がない場合(2点) 例)保険証+年金手帳など

※「世帯」の範囲は、同じ医療保険に加入している家族です。

* 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象です。
税制の優遇措置などがあります。有効期間は2年ですが更新できます。

①	手帳申請書	申請書は保健センターにあります
②	(ア)手帳用診断書 (イ)障害年金証書と直近の年金振込通知書、 同意書(精神障害で受給している場合) (ウ)特別障害給付金受給資格者証と 直近の国庫金振込通知書 (精神障害で受給している場合)	(ア)(イ)(ウ)のいずれか 手帳用診断書は保健センターにあります 所沢市のホームページからダウンロード できます
③	顔写真(任意)	縦4cm×横3cm 上半身、無帽、無背景1年以内に 撮影されたもの
④	更新の場合は、お持ちの手帳	新規申請の場合は不要です
⑤	マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、番号通知カード 個人番号が記載された住民票の写しなど
⑥	本人確認書類	顔写真付き身分証明証(1点) 例)パスポート、運転免許証など 顔写真付き身分証明証がない場合(2点) 例)自立支援医療受給者証+年金手帳など

お一人おひとり必要な書類が異なることが多いので、
申請の際は医療機関や所沢市保健センター健康管理課
こころの健康支援室にご確認ください ☎ 04-2991-1812

所沢市ホームページ

自立支援医療(精神通院医療)
※必要書類がダウンロードできます



精神障害者保健福祉手帳

※必要書類がダウンロードできます



共通した補足

郵送で手続きができます

申請を郵送で行うこともできます
ので、ご希望される方は、お問い合わせ
ください。

個人情報について

申請の事実など個人情報について
は、第三者や職場に漏らすことはありません。

申請してどのくらいかかるか

申請して受給者証や手帳が手元に
届くまでに2か月程度かかります。

更新手続きの受付

更新は有効期間の3か月前から受
付けます。

失くしてしまったら

紛失した場合は再発行できます。

自立支援医療

申請を考えたら通院している医療
機関の受付などにご相談ください。

有効期間

有効期間は申請日から1年です。
申請日より以前の医療費などは対
象外です。

申請したら

申請後、受給者証が発行されるま
では、申請書の控えを通院している
医療機関に提示してください。

住所や保険証が変わったら

住所や保険証が変更したら、速や
かに変更手続きをしてください。

医療機関や薬局の変更

医療機関や薬局等の変更は、事前
に受給者証の変更手続きをしない場
合には制度が適用されません。

指定できる医療機関

医療機関、薬局等は原則1か所を
指定できます。

カウンセリングの取り扱い

保険適応外のカウンセリングは対
象外です。

手帳

顔写真

顔写真は任意ですが、電車、バス
の割引や身分証明書として利用する
際顔写真の貼付が必要です。

障害年金で申請する場合

障害年金証書を添付し申請する場
合は、手帳が届くまでに3か月程度
かかります。

有効期間

手帳の有効期間は申請日から。
約2年です。

* 手帳により受けられるサービス(主なもの)

所得税・相続税・贈与税・自動車税・軽自動車税・住民税・固定資産税などの控除及び減免		
NHK受信料の減免 半額免除(世帯主が1級) 全額免除(1.2.3級かつ世帯全員が非課税)		
タクシー券使用料またはガソリン補助費(1級かつ在宅)		「ところバス」特別乗車証の交付
市営住宅及び県営住宅の抽選倍率の優遇	携帯電話料金の割引	生活保護世帯の障害者加算(1・2級)
重度心身障害児等医療費助成(1・2級)		所沢市重度心身障害福祉手当(1・2級)
旅客運賃割引 ※精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載が必要です。		

* 障害年金

20歳前や国民年金や厚生年金などに加入している期間に、障害の原因となる精神疾患の初診日があり、一定の障害の状態に該当すると認められた方が受けられます。

障害年金の種類

障害基礎年金	20歳前に障害の状態になった方 または国民年金加入中に初診日がある方	市役所市民課 国民年金担当 ☎ 04-2998-9095
障害厚生年金	厚生年金加入中に初診日がある方	日本年金機構 所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170
障害共済年金	共済年金加入中に初診日がある方	お勤め先の所属共済組合

受給の要件

- 初診時に年金に加入していること
または初診日が20歳前か昭和36年4月1日前にあること
- 20歳から初診日の前々月までの期間の3分の2以上、
あるいは初診日の前々月までの1年間保険料を納付していること
- 障害の状態が障害認定日(初診日から1年6ヶ月経過した日)
以降で65歳までに障害等級表に該当する障害の状態であること

障害年金について相談する

NPO法人障害年金支援ネットワーク
☎ 0120-956-119(固定電話)
☎ 0570-028-115(携帯電話・有料)
月～土 午前10時から午後4時
※正午から午後1時を除く

国家資格「社会保険労務士」を持つ会員による団体です。
障害年金に関する支援を目的としています。



初診日について

該当の精神疾患のために初めて医療機関を受診した日です。診断が確定した日ではありません。

申請の進め方

初診日と、これまでの通院や入院などの治療の経過を医療機関ごとに、時系列でまとめておくと、スムーズに書類を作成することができます。

～例～

初診日：令和2年4月1日

- Aクリニック
令和2年4月1日～3年3月31日
- Bクリニック
令和3年4月1日～3年7月31日
- C病院
令和3年8月1日～7年3月31日

傷病手当金の条件

- 業務外の病気やケガ
※業務上や通勤途中の病気やケガは労災対象になります。
- 療養のため労務不能
※医師意見書などで判断
- 給与の支払いがない
※給与が一部支払われる場合は減額

傷病手当金の期間

受給開始日から最長1年6か月間ですが、実際に受給した期間ではありません。復職等で受給しない場合も期間に含まれます。

手帳は忘れずに更新しましょう

手帳の更新を忘れた場合は、医療費助成や手当が支給されなくなります。忘れずに更新しましょう。特に65歳以上の方は忘れずに更新してください。

所沢市重度心身障害福祉手当の月額

- 精神障害者保健福祉手帳
- ・1級 9,000円
 - ・2級 5,000円

えんぴつを削る



* 健康保険の傷病手当金

健康保険に加入している本人が、病気の治療のため連続3日以上休業していることなどが条件です。支給期間は休業4日目から1年6ヶ月、支給額は休業1日につき、標準報酬日額の3分の2です。申請は、「傷病手当金申請書」に事業主の証明及び医師の意見を記載し、それぞれが加入している健康保険組合等に提出します。

* 重度心身障害児等医療費助成

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が対象です。

※精神疾患にかかる入院費は助成対象外です

65歳以上かつ等級が1～2級の方で、埼玉県後期高齢者広域連合又は市長の認定を受けた方

※精神疾患にかかる入院費も助成対象です

通院および入院にかかる医療費のうち、保険診療分(一部負担金)が対象になります。

※65歳以上で新たに手帳を取得した方は対象外です

所沢市役所 障害福祉課 ☎ 04-2998-9116

* 所沢市重度心身障害福祉手当

精神障害者保健福祉手帳1級と2級をお持ちの方が対象です。

※ただし、次の場合は利用できません。

- 65歳以上で新たに手帳を取得した方・施設に入所している方
- 住民税が課税されている方、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している方

所沢市役所 障害福祉課 ☎ 04-2998-9116